

原議保存期間	20年(令和27年3月31日まで)
有効期間	一種

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
各 方 面 本 部 長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第74号
令和7年3月3日
警察庁交通局運転免許課長

経由申請制度の運用上の留意事項等について

運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）に係る経由申請（その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の都道府県公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う更新申請書の提出）制度については、「経由申請制度の運用上の留意事項等について」（平成14年5月13日付け警察庁丁運発第47号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許情報記録の更新」という。）に係る経由申請について新たに規定が整備されるとともに、一定の一般運転者も経由申請を行うことができることなどとされたことから、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前期通達については、同日をもって廃止する。

記

1 経由申請を行うことができる者等

(1) 経由申請を行うことができる者

経由申請を行うことができる者は、免許証若しくは免許情報記録又はその双方の更新を受けようとする者のうち、当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当するものであって、道路交通法（昭和35年法律第35号。以下「法」という。）第101条第3項の規定により、当該更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当することとなる旨を記載した書面（以下「更新連絡書」という。）の送付を受けたものである。

なお、次のいずれかに該当する者は、経由申請を行うことができないことに留意すること。

ア 法第91条の規定により免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者

イ 法第95条の6第1項の表の備考1のイ(4)に規定する特別失効者に該当する者として当該効力を失った免許の次の免許を受けた者であって、同表の備考4の規定の適用を受けて当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなされなければ違反運転者等となるもの

(2) 経由申請を行うことができる期間

ア 免許証のみを有する者の免許証の更新

新たに交付する免許証は住所地公安委員会が作成し交付することとなることを踏まえ、経由申請は、改正法の施行前と同様、更新を受けようとする免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該誕生日までに行う必要があることに留意すること。

なお、当該誕生日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合でも、経由申請を行うことができる期間の末日が当該誕生日の翌営業日に繰延べされることはなく、当該誕生日の経過をもって経由申請を行うことができなくなるので留意すること。

イ マイナ免許証のみを有する者の免許情報記録の更新

法第101条の2の2第3項の規定により、免許情報記録の更新を受けようとする者が経由申請を行う場合は、免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において受けた旨を申し出ることができることとされ、当該申出（以下「経由地書換申出」という。）があった場合は、通常の更新と同程度の時間で更新を行うことができることを踏まえ、経由申請は、免許情報記録の有効期間の末日まで行うことができることに留意すること。

ウ 免許証及びマイナ免許証を有する者の免許証の更新等

免許証の更新のみを行う場合は、アと同様、更新を受けようとする免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該誕生日までに行う必要があることに留意すること。

他方で、免許情報記録の更新のみを行う場合のほか、免許証の更新及び免許情報記録情報の更新の双方を行う場合も、経由申請を行った者は、免許情報記録について、イと同様、経由地公安委員会において書換えを受ければ、住所地公安委員会から免許証が交付されるまでの間においても、マイナ免許証を携帯・提示することにより自動車等を運転することが可能であることを踏まえ、経由申請は、免許情報記録の有効期間の末日まで行うことができることに留意すること。

2 経由地公安委員会が経由申請を受ける場合の留意事項

(1) 一般的留意事項

ア 経由申請を行うことができる者であることの確認等

経由申請を行おうとする者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の2の2第2項の規定により、経由地公安委員会に更新連絡書又は更新連絡書の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示しなければならないこととされていることから、当該更新連絡書等の確認を徹底すること。

なお、経由申請を行おうとする者が更新連絡書を持参しなかった場合であっても、申請窓口等においてその者が経由申請を行うことができる者であるか住所地公安委員会へ照会を行い、これにより経由申請を行うことができる者であ

ることが確認ができれば、手続を進めるなど、経由申請者の利便を図るよう努めること。

また、免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）の際に、法第93条第1項各号に掲げる事項に変更を生じたため届出をしようとする者、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損するなどしたことを理由に免許証の再交付申請をしようとする者、又はマイナ免許証を紛失するなどして再交付を受けたため、個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）への特定免許情報の記録を申請しようとする者は、住所地公安委員会において所要の手続を行うこととされていることから、経由地公安委員会は、経由申請を行おうとする者に対してその旨及び住所地公安委員会において更新手続等を取るべき旨を教示すること。

イ 必要書類や手数料の確認

更新申請書に府令第29条第3項の申請用写真を添付していない場合、同条第4項各号に該当する者であるにもかかわらず、当該各号に定める書類を添付していない場合その他必要とされる書類に不備がある場合は、その旨を教示し、補正を求めること。

また、更新申請書に法第112条第1項第5号に規定する免許証等更新手数料に係る住所地都道府県の収入証紙を貼付していない場合、キャッシュレス決済が確認できない場合その他経由地公安委員会において必要な手数料の支払いが確認できない場合は、経由申請を行おうとする者に対し、必要な手数料を支払わなければ更新手続を行うことができない旨を教示すること。

ウ 質問票の確認

経由申請を行おうとする者が提出した質問票の回答欄の「はい」にチェックがある場合は、経由申請を受け付けた後に住所地公安委員会から病気の症状等について聴取される旨を記載した案内文書を、経由申請書を備え付ける場所に用意し、経由申請を行おうとする者の目に触れるようにしておくとともに、その者に対し、上記の旨を教示すること。

なお、その者が当該教示を受けた後も、経由申請を行う旨を申し出た場合は、これを受け付けること。

(2) 免許証のみを有する者に対する免許証の更新

免許証の更新の際に、マイナンバーカードへの特定免許情報の記録を申請し免許保有状況を変更することを希望する者は、法第95条の2第1項の規定により、住所地公安委員会において所要の手続を行うこととされていることから、経由地公安委員会は、経由申請を行おうとする者に対してその旨及び住所地公安委員会において更新手続等を取るべき旨を教示すること。

(3) マイナ免許証のみを有する者の免許情報記録の更新

免許情報記録の更新の際に、免許証の交付を申請し免許保有状況を変更することを希望する者は、法第95条の2第11項の規定により、住所地公安委員会において所要の手続を行うこととされていることから、経由地公安委員会は、経由申請

を行おうとする者に対してその旨及び住所地公安委員会において更新手続等を取るべき旨を教示すること。

(4) 免許証及びマイナ免許証を有する者に対する免許証の更新等

免許証の更新のみを行い免許保有状況を変更することを希望する者は、法第95条の2第10項の規定により、住所地公安委員会において所要の手続を行うこととされていることから、経由地公安委員会は、確実にその旨を教示すること。

他方で、免許情報記録の更新のみを行い免許保有状況を変更することを希望する者は、法第101条の4の2の規定により、経由地書換申出を行った場合は、免許証を当該経由地公安委員会に返納することができることとされており、経由申請を行おうとする者が住所地公安委員会で手続を行う必要がないことに留意すること。

また、免許証の更新及び免許情報記録情報の更新の双方を行う場合のほか、そのいずれか一方を行う場合であっても、適性検査の結果、条件を付す必要が認められる可能性があり、その場合は、更新しないマイナ免許証又は免許証についても確実に措置を講じる必要があることを踏まえ、現に受けている免許に係る免許証及びマイナ免許証を提示しなければならないこととしていることから、経由地公安委員会において、これらの提示が受けられない場合には、経由申請を行うことができないことを教示すること。

なお、免許証の更新のみを行う場合には、経由申請を受理した後、免許情報記録の有効期間が満了した際には住所地公安委員会において免許情報記録の抹消を受ける必要があり、このような経由申請を受理することにより、経由申請を行う者の利便を損なう可能性もあることから、経由地公安委員会は、経由申請を行おうとしている者に対して、その旨及び住所地公安委員会において更新手続等を行うことが利便に資することを確実に教示すること。

さらに、免許情報記録の更新のみを行う場合には、前述のとおり、免許証を経由地公安委員会に返納することができることとされており、こうした返納を行わない場合には、経由申請を行う者の利便性を損なう可能性もあることから、返納を行うことが経由申請を行う者の利便にも資することを確実に教示すること。

3 経由地公安委員会の適性検査の実施及び住所地公安委員会による更新可否判断

(1) 適性検査の実施及び住所地公安委員会への通知

経由地公安委員会は、1及び2に基づく確認等を行った上で経由申請を受けた場合は、速やかに適性検査を実施すること。

また、情報通信技術の発展に伴い、迅速な更新手続を実現するため、法第101条の2の2第5項により、適性検査の結果及び更新申請書については、住所地公安委員会に書面を送付するのではなく、住所地公安委員会にこれらの内容（経由地書換申出があった場合は、その旨を含む。）を通知することとされたことから、警察共通基盤システムによる運転者管理業務（以下「運転者管理システム」という。）に必要事項を入力し、オンラインにより住所地公安委員会に通知すること。その際、事務の誤処理を防ぐため、経由地公安委員会は、経由申請を行った者が提示する免許証又はマイナ免許証の顔写真と運転者管理システムの免許情報の顔

写真との同一性の確認を徹底すること。

なお、経由地公安委員会は適性検査の結果による更新の可否の判断は行わないことに留意するとともに、適性検査の結果、合格基準に達していないと疑われる者を認知した場合には、住所地公安委員会から改めて適性検査を受けるべき旨の通知がなされる場合があることなどその後の手続について教示すること。

また、経由地公安委員会は、経由申請を行った者に対する適性検査に係る帳簿を備え、適性検査の結果が合格基準に達せず住所地公安委員会において改めて適性検査が実施される場合があると認められる者について、次の事項等を記載して保管し、事後の住所地公安委員会からの照会等に活用すること。

- ・ 適性検査を実施した日時及び場所
- ・ 適性検査を受けた者の住所、氏名、年齢、免許証番号、免許情報記録番号及び免許の種類
- ・ 適性検査の結果及び特異事項
- ・ 適性検査担当者の職名及び氏名
- ・ その他必要な事項

(2) 更新の可否の判断

ア 一般的留意事項

住所地公安委員会は、経由地公安委員会から(1)の通知を受けた場合は、速やかに経由申請を行った者が自動車等を運転することに支障がないかを確認し、更新の可否の判断を行うこと。

なお、運転者管理システムにおいては、特異事項がない場合に、更新可否の判断を自動で行う機能を実装していることから、必要に応じてこれを活用すること。

また、住所地公安委員会は、(1)の通知による適性検査の結果のみでは経由申請を行った者が自動車等を運転することが支障がないかどうかを判断できないときには、その者に対して住所地公安委員会において適性検査を受けるべき旨を適性検査受検通知書により通知すること。

当該適性検査受検通知書は、シール式はがき、封書等当該経由申請を行った者のプライバシーに配慮した方法により普通郵便で行うこと。

イ マイナ免許証を有する者に対する免許情報記録の更新

住所地公安委員会は、経由申請を行った者から経由地書換申出がある場合において、経由地公安委員会から通知された適性検査の結果から判断して、自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転者管理システムにより経由地公安委員会に免許情報記録の更新をすべき旨を通知し、当該経由地公安委員会に免許情報記録の書換えを行わせること。

4 経由申請を行った者に対する更新時講習の実施等

(1) 一般的留意事項

経由申請を行った者が経由地公安委員会の行う更新時講習（優良運転者講習又は一般運転者講習）の受講を申し出た場合の対応については、以下のとおりとする。

ア 講習の内容

更新時講習は、経由地公安委員会が住所を管轄する優良運転者又は一般運転者と合同で行うことができることとし、経由地公安委員会の地方版資料を用い、交通状況等について触れること。

イ 講習実施後の措置

経由地公安委員会は、経由申請を行った者が経由地公安委員会の行う更新時講習を受講した場合には、これを証する更新申請書への押印、文書の添付等の方法を用いて、更新申請書の送付を受ける住所地公安委員会において、経由申請を行った者が更新時講習を受講済みであることを確実に認識し得るよう適切な措置を講ずること。

ウ 更新申請書の添付書類等に係る措置

経由申請を行った者が更新申請書に添付した府令第29条第3項の免許用写真、同条第4項各号に掲げる書類等を更新申請書とともに住所地公安委員会に送付すること。

(2) マイナ免許証を有する者

マイナ免許証を有する者は、オンライン更新時講習を受講することができることから、経由地公安委員会においては、「更新時講習の運用について（通達）」（令和7年3月3日付け警察庁丙運発第27号。以下「更新時講習運用通達」という。）第3の6のとおり、受講者の確認等を確実に行之、その結果についても、(1)イと同様、更新申請書の送付を受ける住所地公安委員会において、経由申請を行った者がオンライン更新時講習を受講済みであることを確実に認識し得るよう適切な措置を講ずること。

なお、更新時講習運用通達第3の5のとおり、経由申請を行った者は、住所地公安委員会又は経由地公安委員会の講習動画を選択し視聴することとなるが、受講者の確認等は経由地公安委員会で行われることを踏まえ、視聴した講習動画の先に関わらず、講習手数料については経由地公安委員会が徴収すること。

5 免許証の交付及び免許情報記録の書換え

(1) 免許証のみを有する者に対する新免許証の交付

ア 新免許証に係る説明

経由地公安委員会は、経由申請を行った者に対する適性検査を実施した後、免許証の更新を受ける者に対し、次の事項を説明すること。

(ア) 新しい免許証（以下「新免許証」という。）の交付予定時期

経由申請を行った日から起算して3週間を経過した日以降に住所地公安委員会から交付されること

(イ) 新免許証の交付手段

- ・ 住所地公安委員会から直接交付を受ける場合の交付場所及び受付時間等
- ・ 代理人による受領が認められる場合があること
- ・ 経由申請に関する照会先等

イ 旧免許証に係る措置

経由地公安委員会は、経由申請を行った者から提示を受けた更新を受けよう

とする免許証（以下「旧免許証」という。）の裏面の備考欄に「経由更新手続中この免許証は新たな免許証と引換えに住所地公安委員会に提出してください。」等と朱書きし、経由地公安委員会の名称を記載した上で（別紙参照）、申請者に返却すること。

ウ 更新登録

住所地公安委員会は、経由地公安委員会から送付を受けた更新申請書等を確認し、事前に通知された適性検査の結果の通知から判断して、運転に支障がないと認めたときには、免許証の更新登録を行うこと。

なお、更新の可否の判断ができないため、改めて適性検査を受けるべき旨の通知を行った者については、改めて適性検査を実施し、更新可否に係る判断を行うこと。

エ 新免許証の作成・交付

住所地公安委員会は、経由申請を行った者が提出した写真を使用して、新免許証を作成すること。

なお、新免許証に記載する交付年月日は、経由地公安委員会から通知された適性検査等の結果から判断して、経由申請を行った者が自動車等を運転することが支障がないと認めた日以降とすること。

また、経由申請を行った者の代理人に新免許証を交付する場合は、委任状の提示を求めるなどして正当な代理権の有無を確認するとともに、経由申請を受け付けた後、経由申請を行った者が免許の取消し又は効力の停止の基準に該当していることが明らかとなった場合には、免許の取消し又は効力の停止についての必要な措置を行うこと。

(2) マイナ免許証のみを有する者に対する免許情報記録の書換え

ア 経由地更新登録の実施

経由地公安委員会は、3(2)により、住所地公安委員会から自動車等を運転することが支障がないと回答があった場合において、経由地書換申出があったときは、免許情報記録の書換えに係る更新登録（以下「経由地更新登録」という。）を実施すること。

なお、経由地更新登録を行う場合には、警察庁が指定する受付場所コード（経由地更新用コード）が設定されているため、当該コードを登録すること。

また、経由地公安委員会が行う経由地更新登録時に取得する照会番号については、住所地公安委員会の照会番号の取得の設定に従い採番されることから、住所地公安委員会においては、事前に経由地更新用の照会番号が自動採番できるよう照会番号コードの設定を行うこと。

イ 写真撮影

経由地書換申出があった場合、経由地公安委員会は、経由地公安委員会の直接撮影機により撮影し、又は申請書の添付写真から免許情報に記録する写真を撮影すること。

ウ 免許情報記録の書換え

免許情報記録の書換えを行う際には、経由申請を行った者の顔貌、マイナン

バーカードの券面の写真及び記録しようとする免許情報の顔写真データを確認した上で、免許情報記録の書換えを行うとともに、経由申請を行った者に対して免許情報記録確認書を交付するなどして、誤記録の防止に万全を期すこと。

(3) 免許証及びマイナ免許証を有する者に対する免許証の交付等

ア 免許情報記録の書換えのみを行う場合の措置

(ア) 経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換え

免許情報記録の書換えのみを行う場合は、(2)と同様、経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において実施すること。

(イ) 免許証の返納

2(4)のとおり、免許証及びマイナ免許証を有する者が免許情報記録の更新のみを行う場合は、免許証を経由地公安委員会に返納することができることから、これに適切に対応すること。また、免許証の返納を受けた経由地公安委員会は、返納を受けた免許証について、更新申請書等とともに住所地公安委員会に送付すること。

イ 免許証の更新及び免許情報記録の書換えの双方を行う場合の措置

(ア) 経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換え

免許証の更新及び免許情報記録の更新の双方を行う場合は、(2)と同様、経由地更新登録、写真撮影及び免許情報記録の書換えを経由地公安委員会において実施すること。

(イ) 新免許証の作成等

免許証の更新及び免許情報記録の更新の双方を行う場合、経由地公安委員会において、(1)ア及びイの措置を講じるとともに、住所地公安委員会において、経由申請を行った者が提出した写真又は経由地公安委員会において撮影した写真データを使用して新免許証を作成し、交付すること。

6 経由地公安委員会からの送付書類を受領した住所地公安委員会の留意事項

経由地公安委員会から経由申請に係る更新申請書等の送付を受けた住所地公安委員会は、それぞれの書類を確認すること。

7 経由申請に係る広報等

(1) 経由申請に係る広報

経由申請が円滑に行われるよう更新連絡書に必要事項を確実に記載するほか、各種広報媒体を活用して、経由申請の手続、経由申請ができる者、経由申請を行うことができる期間、住所地都道府県の収入証紙販売場所、経由申請受付場所及び受付日時、各都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の経由申請に関する照会先、各公安委員会の新免許証の交付窓口等の広報に努め、周知を図ること。

(2) 日曜日窓口の開設

マイナ免許証を有する者については、経由地公安委員会において免許情報記録の書換えを行うことが可能となるため、全国一律で運転者管理システムを運用している日曜日を含めた開庁日に各都道府県内に少なくとも1箇所の経由申請の受

付が可能な窓口を設置するなど必要な準備を行うこと。

別紙

旧免許証裏面の朱書き記載例

經由更新手続中この免許証は新たな免許証と
引換えに住所地公安委員会に提出してくださ
い。

平成 年 月 日 ○○○公安委員会